**訪問看護ステーション連絡票　運用ルール**

**目的：**地域住民が、安心して在宅生活を送るために、医療と介護の関係機関の連携が必要です。

島根県訪問看護ステーション協会松江支部では、医療と介護の関係者が、日頃からお互いの

情報交換を円滑に行い、効率的・効果的に連携推進することを目的に「訪問看護ステーション

連絡票」を作成しました。

**利用者：**松江市内訪問看護ステーション及び連携関係機関

訪問看護ステーション

　　　　　　　　　　　　　　訪問看護ステーション　　　　　　　　　　　　かかりつけ医

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ケアマネジャー

多職種

**図．訪問看護ステーション連絡票使用のイメージ**

**活用方法とルール：**

・この様式を使用し連絡を取る場合は、予め連絡して了解を得るか医療機関の担当部署、

医療ソーシャルワーカー（MSW）看護師、受付窓口などを通じて、依頼を行うなどの配慮が必要。

・訪問看護ステーションと医療・介護の関係機関との速やかな対応が必要な場合、相手と確実に

連携を行う（口頭、電話利用など）。　このシートは、速やかな連携方法に代用するシートでは

ない。

・この用紙1枚で、全てが済むわけでなく、情報交換する内容により、電話や面談など最も適切

な手段を選んだり、併用したりする必要がある。

・訪問看護ステーションとの連絡調整について、このシートを使用しなくてはいけないものではなく、

日頃の連携業務が円滑にできる道具とし、自由に使えるシートとする。

・個人情報保護の観点から、個人を特定するような内容については、誤送信など細心の注意を

払い、関係法令に基づき適正にとり扱うものとする。

・使用方法

①各シートの記入は、手書き・パソコン入力どれでも可

②各シートのやり取りは、郵送、持参、FAX、メールの場合は、誤送信の危険があるので、

十分留意すること。

**運用開始時期:　運用は、令和2年　12　月　　日より開始する。**

令和2年10月5日　作成

島根県訪問看護ステーション松江支部

松江市在宅医療・介護連携支援センター